

アッパース朝中期における金銀通貨について

佐藤 圭四郎

【要約】 貨幣価値の変動は、財政収支、軍隊・官員の月俸、穀物価格など、広義の物価問題に多大の影響をもつ。アッパース朝中期(十世紀)における金銀比価は、欧米古銭学・歴史学の研究成果によっても、細部について依然不明確な部分が残されている。高い史料の価値をもつ同時代史料、『コム年代記』にみえる具体的記述に基づき、ミスカワイフの書その他にみえる史料を検討すると、次の如き金銀比価の存在が結論づけられる。第一に、標準重量をもつ金銀の地金比価は、1 dinar = 13% dirham である。第二に、標準重量・金位を具備した金銀貨幣の比価は、1 dinar = 15 dirham である。第三に、標準重量・金位をもつ純金地金と制式銀貨との比価は、1 dinar = 17 dirham である。そして、日常の取引決済には、制式・偽造の金銀貨幣とともに、粒銀・碎銀・銀錆込地金が多く使用されていた。

史林 六二卷三号 一九七九年五月

一

十世紀の前半から後半にかけて(295-369 H./907-980)、アッパース朝治下の東カリフ帝国にあつては、政治面において、君主権が次第に衰退する趨勢がみられたが、経済面においては、以後の西アジア社会に少なからぬ影響をもつ重要施策が相継いで実施されている。前半においては、アリー・イブン・イーサによる財政収支の均衡を目指す予算制の導入があり、後半においては、のちにブワイフ朝が実施する軍事的イクター制に連なる先駆的な土地所有制度の成立がみられた。①国家財政に深い関連をもつこの二つの施策は、また穀物価格と不可離の關係にあり、それは貨幣価値によって規制された。蓋し、政府における収支決算は、金銀を算定基準とするため、州県にて現物徴収された穀物は、市価の平均価格によって先

づ金に換算され、次いで金銀の公定比価によって銀に換算されたからである。また、軍隊の給与は、金価で表示された支給額を銀に換算し、銀貨にて支給された(現物支給の場合における銀価への換算経緯については、前述に同じ)。アッバース朝中期における東カリフ帝国治下の社会経済を考察するとき、価値基準としての金銀通貨に関する基礎研究が必須の前提として要請される所以である。

① A. von Kremer, "Ueber das Einnahmebudget des Abbasiden-Reiches von Jahre 360 H./918-919", *Denkschriften der Kaiserlichen Akademie der Wissenschaften*, Wien, 1887; 森本公誠「ムンニース朝の國家財政」(『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』岩波書店、昭和五十年。所収)。

② C. Cahen, "L'évolution de l'iqṭā' du IX au XIII siècle", *Annales*, 8^e Année, No. 1, Jan.-Mars, 1953, pp. 28-32; 拙稿「ムンニース朝中期の土地所有形態——シム年代記を中心として」(『文化』二九卷三号、昭和四十年)。

二

金銀複本位制が伝統として定着していた当時の東カリフ帝国にあって、価値基準として決済に使用されたものは、法定通貨である「ディナール金貨」(ain dhahab¹⁾ dinār)・「ディルハム銀貨」(waraq ḥaddāt²⁾ dirham) および各種の秤量貨幣であった。そこで、金銀貨幣の比価について検討する。

この当時の中央国庫における金銀通貨の公定比価は、15:1である。

このことを示す明証としては、先づ、クダーマの『租税の書』^③にみえる次のものが挙げられる。州で徴収する穀物の価格を算定する価値基準は、小麦・大麦各一クツル kurr⁴⁾、合計二クツルを六〇ディナールとするものである。斯くして算定された金貨(ain[al dhahab])による表示価格を⁵⁾ 1 dinār = 15 dirham とらう換算率によって、銀貨(waraq[al-ḥaddāt])による表示価格に換算する、とみえる(Quat., p. 239, II, 10-18)。回暦三二一六年(928)の直後における記事である。この記載によると、金銀貨幣の比価は、1 dinār = 15 dirham である。

次に、ミスカワイフの『国民の試練の書』^②に若干の事例がみえる。

その第一例は次のようである。回曆三〇七年(919/20)の条に、サワード、アフワーズの諸原(hawāz)及びイスバハーンから徴収される恒常徴税額四八一〇万ディルハムのほかに、臨時徴税額五八〇万ディルハムが追加されたが、後者は四〇万ディナルに相当する価値をもっていたと附記されている(Misk, I, p. 70, l. 19—p. 71, l. 7)。この記載によると、金銀貨幣の比価は、1 dinar=14.5 dirham となる。

次に、ミスカワイフの書にみえる第二例は次のようである。回曆三二〇年(932)の条に、カリフ、ムクタディル al-Muqtadir (在位995—320H./907—932)が死んだのち、かれの治世における徴税総額と支出総額を集計した額数が記載されているが、その徴税総額四億ディルハムが、二千八百万ディナルに相当することが記されている(ibid., I, p. 239, ll. 3-6)。この記載によると、金銀貨幣の比価は、1 dinar=14.28 dirham 弱となる。

ミスカワイフの書にみえる叙上の二例は、いづれも中央国庫における金銀公定通貨についての交換比率である。しかるに、1 dinar にあつた 14.5 dirham 又は 14.28 dirham 弱という小数点以下の端数が生じているのは、いかなる理由によるものか。蓋し、金銀の地金価値の比価にあつては、もとより端数が生ずるが(後述)、政府発行の金銀法定通貨にあつては、金銀地金の重量・純分(金位)を調整して、両者の交換比率が整数になるように当初より配慮されているからである。

叙上の二例における金銀貨交換比率の算定において端数が生じた理由は、徴税額の端数が切捨てられていることに起因するものと解すべきである。

前者についてみると、恒常徴税額四八一〇万ディルハム、臨時徴税額五八〇万ディルハムであつて、明かに一〇万ディルハム以下が端数として切捨てられている。従つて、いま若し臨時徴税額が五八八万ディルハムであつたと仮定すると、1 dinar=15 dirham の比価によつて、その金貨への換算値は、三九万二千ディナルとなる。しかるに、ディルハムに

よる表示額が一〇万単位(五八〇万)であるため、そのディーナールによる換算値も一〇万単位(四〇万)で表記するのが、対比のとき一目瞭然であって、概数を把握するのに便宜である。そのため、概算にて、臨時徴税額を五八〇万ディルハム、その金貨への換算額を四〇万ディーナールと表記したものであるとの解釈も、不特定の数値を導入した偶然性を暫く措けば、成立する。

また後者についてみると、ムクタデイルの治世二六年間における税込総額として挙げられている四億ディルハムという数値は、明かに端数を切捨てたものである。例えば、四億二千万ディルハムとすれば、金貨への換算額として挙げられている二千八百万ディーナールとの比価は、15:1となる。

以上の想定にして幸い誤りなしとすれば、このミスカワイフの書にみえる二つの事例は、中央国庫における金銀公定通貨の換算比率が、1 dinar = 15 dirham であったことを伝えるクダマの書にみえる記述を傍証するものとして、史料価値をもつ。

次に、ミスカワイフの書にみえる第三例は次のようである。回暦三一五年(926/7)の条に、前執政アル・ハーカーニー al-Khaganiのもとにあつて権勢を振ったハルーン・ビン・ガリーブ Harun b. Gharib に対する容疑事実の追求がなされたことを伝えている。その第二の容疑として、軍隊に対する給与と支払いに関して不正が行われたと追求された。これに対して、ハルーンは財務吏(jahbadh)出身の書記(katib)イブン・シールザード Ibn Shuz'ad にその責任を転嫁しようとして意図した。ハルーン麾下の騎兵に支給する給与を算定するとき、その四分の一について、シールザードが不正を行ったと主張したのである。即ち、ディーナール金貨によって表示されている騎兵の給与額をディルハム銀貨の価額に換算するとき、歩兵の給与算定に準じ、1 dinar = 15 dirham という公定換算率に依拠して換算せず、1 dinar = 16 dirham という比率によって算定し、その差額を着服したのであると論じ、従つて、イブン・シールザードがハルーンの書記であつた期間に斯くして不正に中間取得した金額の総計二万ディーナールを追跡によって返済させるべし、と陳述した。

そこで、兵士たちの給与受領書を調査したところ、イブン・シールザードは、1 dinar = 15 dirham の換算率にて算定した価額通りに支給しておいて、1 dinar = 16 dirham という比率で換算し、差額を中間取得していた事実はないことが明かになった。そして逆に、払出帳簿を操作して、換算による差額(支払節約額)を余剰利得していたのは、ハルーン・ビン・ガリーブ自身であったことが、イブン・シールザードの書記によって告発されたのである (Misk., I, p. 164, l. 12—p. 165, l. 11.)。このように換算率を操作することによって差額を中間取得することを、原文では、*ʿadl al-sarīf* (両替の収益) と記している (ibid., p. 165, pp. 8-9)。

このミスカワイフの記述によると、軍隊の給料などの公費に充当するため、中央国庫からディルハム銀貨を支出するとき、その金銀貨幣交換比率は 1 dinar = 15 dirham であったこと、この公定の交換比率に基かず、比率を操作して生ずる差額を利用する事例が存したことが知られる。

それでは、民間市場における金銀貨幣の比価はどのようなようであったか。ミスカワイフの書に二つの事例がみえる。

先づ、回曆三二一年 (938) の条に次の記載がある。ホラーサーンの要衝ライ Rayy の支配者アリー・ビン・ブワイフ *ʿAlī b. Buwāih* が、自己所有の美麗な牝騾馬を売却し、その売却金を貸し付けて利殖しようと思図した。その価格は三〇〇〇ディルハムであつて、その価値 (qimat) は二〇〇ディーナールであつた、とみえる (Misk., I, p. 78, ll. 2-5)。この記載によると、1 dinar = 15 dirham という比価にて算定されていたことが知られる。

次に、回曆三三二年 (943) の条に次の記載がある。ブワイフ朝のムイッズ・ウッダウラ *Muʿizz al-Daulah* が、ワシントの支配者アブル・フサインから宝石を強制的に買上げた。バストラの商人たちが、その価格を評定した。そして、四五〇〇ディルハムの価値 (qimat) を三〇〇〇ディーナールが支払われた、とみえる (ibid., II, p. 53, l. 12—p. 54, l. 2)。この事例にあつても、1 dinar = 15 dirham という比価によつて算定されている。バグダード、ワシント、バストラに共通する金銀貨幣の市場比価を示すものとみて誤りあるまい。

叙上の二例により、民間市場におつても、1 dinar = 15 dirham という公定の金銀貨幣交換比率が一応適用されていたものと認められる。

ミスカワイフの著作『国民の試練の書』(アビー・シヤシャー Abi Shuja' の統編を除く。ハグダード版アラビア語原本、四一四頁)中にみえる金銀貨幣交換比率を窺知せしめる事例は、私見の及ぶ限りにおいては、叙上の五例に留まる。

① Abu al-Fari Qudamah b. Ja'far, Kitab al-Kharaj, ed. de Goeje, B. G. A., Vol. VI, Leiden, 1889.

② Abu 'Ali Ahmad b. Muhammad (Miskawayh), Kitab Tajarib al-Umam, ed. H. F. Amedroz, Baghdad, 1332 H./1914.

三

前節において叙述した如く、当時の中央国庫および民間市場におつては、1 dinar = 15 dirham という公定の金銀貨幣交換比率が一応適用されている。但し、それは規格に準拠した金位(純分)と重量をもった標準ディルハム銀貨と標準ディール金貨とのあいだにおけるものである。しかし、現実には、常に必ずしも斯かる制式通貨のみが流通していたのではない。各種の低品位の金銀貨、特に、貶質されたディルハム銀貨が民間市場に流通していた。

ミスカワイフの書の回曆三一五年(927/8)の条に次の記載がみえる。歩兵・奴僕の給料その他として支給するように、ムハンマド・ビン・ハラフ M. b. Khalaf がイブン・アブッ・サージ Ibn Abi al-Saj の財庫官(khazin)に委託した現金について、その半分は「詐偽の」(ghali) 即ち「偽造の」(Bahraj) ディルハム銀貨であった、とアビッ・サージは言つてゐる (Misk., I, p. 171, ll. 4-6.)。

これに對して、財庫官は次のように言う。委託された十方ディルハムには、新鑄のもの千五百ディルハム、「重量・金位」規格に合致したものを二千ディルハム、「詐欺の」(ghali)・「悪しき」(rafi) 即ち「貶値された」もの四万二千ディルハムが含まれてゐた、と (ibid., p. 171, ll. 9-10.)。この記載によると、政府の財庫官が受領した公金の半数近くが、低品

位の銀貨であったことになる。

また、アッスリーの『放恣と敬虔の伝聞』^①の回曆三二四年(386)の条に、次の記載がみえる。市価が騰貴し、軍隊の騷擾が起った。執政は小麦粉の市価に制限を加えたが実効がなかった。そこで、兵士たちが純良な銀貨に不純なディルム銀貨を混えて小麦粉購入に使用することを、人々(穀物商)が認めるよう呼びかけた、と(Sult., p. 71, II, 8-15)。

穀物など生活必需品の市場価格は、価値基準である金銀貨幣の市場価格、即ち「貨幣価値」の変動と反比例しながら上下する。純分・重量が低減し、貨幣価値が下落すると、物価騰貴を招致し、社会不安を惹起する。そこで政府は高品位の良質貨幣の発行に留意し、物価の調整につとめている。ミスカワイフの書の回曆三三〇年(341/2)の条に(Misk., II, p. 31, II, 12)、ナール・ウッダウラ Nasir al-Daulah が、純金に近い高品位のディーナール金貨を発行し、idra(純金)と名づけた、とみえるのは、その一例である。しかし、グレシャムの法則どおり、これらの良貨は両替商その他によって寡占・退蔵されて流通界から姿を消し、販賣された低品位の金銀貨が多く流通したことは、ミスカワイフの書(回曆三二五年の条。前出)にみられるがごとくである。

そこで、政府における収支の算定にあたっては、純金・純銀を価値基準とする。

ミスカワイフの書の回曆三二一年(323/4)の条にみえるアリー・ビン・イーサの言葉の中に、次の一節がある。回曆三〇六年に、アル・フサイン・イブン・アフマドに、エジプト及びシリアにおける地租地・私領地の徴税請負を委託し、契約書を取ったが、その契約の内容は、両地方における恒常支出費および軍隊の手当を支払ったのち、毎年「純金」百万ディナーを、バグダードの国庫へ納入するものであった、と(Misk., I, p. 107, II, 3-7)。

次に、同じミスカワイフの書の回曆三二二年(323/4)の条に、カリフ、アル・ムクタデルがアリー・ビン・ブワイフに、条件付きでシーラーズの支配を認めたことを伝えているが、その条件の内容は、この地方における恒常・臨時の現物給与・現金支出を処理し終ったのち、毎年「純銀」八百万ディルムをバグダードの国庫へ納入する、ということであっ

た (Misk., I, p. 299, ll. 18-21.)。

次に、同書の回曆三二二四年 (935/6) の条に、カリフ、アッラーディー al-Radi (在位 322—29 H./933—41) によって、アブワース Abwaz の徴税を委任されたアブー・アブダッラーとその兄弟アブー・ユースフが、回曆三二二二年から三二五年シヤバーン月までに徴収した徴税総額が八百万ディーナールであったのに対し、支出総額は、「純金」四百万ディーナール以下であった、とみえてゐる (ibid., I, p. 349, l. 19—p. 350, l. 2)。

「純金ディーナール」(dinar khaliṣat) ・ 「純銀ディルハム」(dirham khaliṣat) とは、100%の金位 (ṭiyār) をもつ「純純」(pure) ディーナール又はディルハムを意味することにも、「標準重量をもつ」(having net weight) 金・銀地金であることを示す。金 (zar) にあつては、十成 (100%) の金位をもつ純金 (ṭilā-y-e-khaliṣ) より成るとも、「正味標準重量 1 mithqāl = 24 qirāt (1 qirāt = 3 ḥabb = 6 danīq) をもつ金地金である」ことを意味する。銀 (sim) にあつては、純銀 (noqra-y-e-khaliṣ) より成り、正味標準重量 1 dirham = $\frac{7}{10}$ mithqāl をもつ銀地金であることを意味する。

このことは、上掲のアラビア語年代記・雑史類には特記されていないが、斯かるアラビア語史料をペルシア語に訳したものにあつては、補足して明記されている。

イスファハーンに隣接するコム県の地方志として回曆三七八年 (988/9) に編纂された『コム年代記』^② は、アラビア語原本が散佚し、回曆八〇五—六年 (1402—3) に成ったペルシア語訳本のみが現存している。この書の著者が回曆三二一年 (924/5) に目睹したコム県所屬の村に関する納税保証文書の雛型書式に、その「純」銀 (noqra [y-e-khaliṣ]) による納税額は、国庫における試金 (naqd) ・ 計量 (yazn) によって、標準金位・重量に達している「純金」某千ディーナールである、という記載がみえる (T. O., p. 157, ll. 14-15)。

政府における財政上の収入・支出は、純金ディーナール・純銀ディルハムを価値基準として為されている。しかるときは、徴税に従事する州県においては、どのように換算が行われたか。

アッバース朝時代の地理書には、郡 (*nahiyat*) または県 (*kurat*) の徴税額を、小麦 (*hinat*)・大麦 (*shar*)・銀 (*waraq*) の三項目に分って記し、小麦・大麦は標準容量 *kurr*、銀は標準重量 *dirham* を単位として表わしている。そして、若干の郡・県より成る州の徴税額は、銀の標準価格を以て表わされる。穀物を銀に換算する方式は、先づ、小麦・大麦を「市価の平均」 (*awsat al-asar*) によって、金貨 (*ain*) の標準価値であるディーナールに価格算定する。次に、これを 1 *dinar* = 15 *dirham* という交換比率によって、銀貨 (*waraq*) の標準価値であるディルハムに換算するのである。

斯くのごとく、小麦・大麦を平均市価によって貨幣価値に換算し、既定税額の納入を義務づけたため、市場穀価の変動によって、農民に課せられる現物賦課租の負担に差違がみられる。

先づ、穀物の市価が下落し、銀の価格が相対的に騰貴している事例について検討する。

ミスカワイフの書の回曆三二八年 (339/40) の条に次のようにみえる。執政アブー・ジャアファル・イブン・シールザードは、農民を苛酷に取扱った。それは土地測量 (*misabat*) によって税率を増したことで、銀の市場価格が騰貴したこと (*dirh al-asar*) により、現物徴収した穀物を定額の銀に替えて国庫へ送るためには、徴収する穀物の数量を増すことを余儀なくされ、実質的な附加税 (*takmilien*) を要求したものである。

次に、同じミスカワイフの書の回曆三五九年 (369/70) の条に次の記載がみえる。大総督 (*amir al-umara*) バフティヤール *Bakhtiyar* の下に執政職についたアブル・ファドゥルは、財政困窮のため、アブー・クッラの財政措置に頼ることを余儀なくされた。そこでアブル・ファドゥルは、市価よりも高い価格で、アブー・クッラから大麦を買いつけ、その過剰出費を補填するため、徴税請負した穀物を貨幣価値に換算するとき、市価よりも低い価格で算定し、その差益をもって欠額に充当した。そのため、大麦 1 *kurr* を徴収すべきところが、3 *kurr* にも達した。小麦その他の財政処理においても、同様のことが行われた」と (*ibid.*, II, p. 260, ll. 14-17)。これは意図的に穀物の市価を引下げて換算した事例である。

しかるに、これとは逆に、穀物の市場価格が、政府算定の「市価の平均」よりも騰貴している場合がある。斯かるとき、穀価に比して相対的にその市価が下落した銀価に換算し、現物賦課租の穀物数量を削減するということは決してない。蓋し、騰貴した市場価格にて小麦・大麦を売却し入手された過剰銀は、多く徴税者によって中間取得されたからである。

ミスカワイフの書の回曆三二一年(923/4)の条に、次の記載がみえる。

前執政ハーミッド Hanid b. al-'Abbas に係わる在職中の不正を摘発する公判が、現執政イブン・アル・フラート Ibn al-Furat の主導下に行われた。ハーミッドが徴税請負によって徴収した穀物を奴僕に委託して売却させた証拠文書が発見されたのである。それに拠ると、ハーミッドが一年間に徴収した穀物は、カリフの厩舎にある馬匹の飼料として首都に送られた大麦のほかは、売却して金貨に換えられたが、その金額は五十四万ディナール以上であって、これは徴税請負額の二倍以上であった。そして、この証拠文書によると、徴税請負の第二年目は、穀物の市場価格が「市価の平均」よりも「低減せる」(naqis)ものであったが、それ以後の数年に互る市場価格は、いづれも「市価の平均」よりも「増大せる」(azyad)もの、即ち騰貴したものであった、とみえてゐる(Misk., I, p. 100, ll. 8-10)。徴税請負額との差額をハーミッドが利収していたのであって、この過度の中間取得が糾弾されたのである。

① Abu Bakr Muhammad b. Yahya al-Suli, Akhbar al-Radi wa al-Muttagi min Kitab al-Awraq, ed. J. Heyworth Dunne, Cairo, 1354 H./1935.

② Kitab-e Tarikh-e Qumm, ed. S. J. Tehrani, Tehran, 1303 H./1935.

③ この書の原本は回曆三七八年(988/9)にアラブ語で書かれたが、回曆八〇五十六年(1402-4)に Hasan b. Ali b. Hasan b. Abd

al-Malik Qummi によるアラブ語に翻訳された (フナーのイハムン語序文 p. 3, l. 17)。アラブ語原本は佚して伝わらず、イハムン語訳のみ現存。コンシーの序言によるアラブ語原本は二十章五十節より成ったものである (ibid., p. 2, l. 12)。現存の写本は、これを最初の五章のみ。尚、Ann K. S. Lambton, "An Account of the Tarikhi Qumm", B. S. O. A. S., Vol. XII, Parts 3 and 4, London, 1948, p. 586, 参照。

四

行政区分である「州」の管轄下にある徴税区分である「徴税区」(amal tassuj, pl. amal tassasij) (Misk., I, p. 308, ll. 14-15)における農民からの徴税は、いかなる手続きによって行われたか。東カリフ帝国治下の諸州において、その方式には可成り著しい地域差が存したことは言うを俟たない。主として史料上の制約により、ここでは暫く、ジバル州 Jibal に属するコム Comm 県の事例を一定型として掲げ、検討を加えることとする。

イラーン高原の西南端に近いこのコム地方においては、所謂「納税請負制」に基づき、銀によって徴税が行われた。納税請負制とは、次のとき内容をもつ。農民たちが自らのうちから有力者を納税仲介人 (alhad) に選び、政府の徴税官 (amir) と納税額について折衝させる。納税仲介人は両者の中間に介在し、農民も納得し、徴税官も了承する納税額を取り極める。納税仲介人はこの税額の徴収を、納税民はその額の完納を、義務づけられ、徴税官との間に請負契約するものである。^①

この徴税方式につき『コム年代記』の記すところは、次のように要約される。十世紀前半のコム地方にあっては、納税請負制によって、税金は銀で賦課された。しかし、銀地金・銀貨のいづれについても、各種の重量・金位をもったものが流通していて、その価値は必ずしも一定していない。そこで、納税者が負担する税額を明確にするため、制式「ディルハム銀貨」で定められている税額を、一定の換算率によって、「純金ディーナル」に換算する。然るのち、民間市場に流通している各種の重量・金位をもつ「ディーナル金貨」に、その都度、試金・計量して、換算する、という複雑な操作が、納税仲介人の手によって行われた。^②

『コム年代記』にみえる十世紀後半における地租 (tharat) の納税請負に関する契約文書の雛型書式に、次の一句が記されている。

その金額は、「ノクラ銀貨」17 dirhamが「純金」1 dinārに通用するところを換算によるノクラ銀貨 (noqrah) 某 1000 derham である。その結果、国庫の試金・計量による「ディーナル金貨」某 1000 dinār となる。(va mablagh-e ān candan hazār derham ast az noqrah be mošarafeh va mohāsebeh haft-dah derham dinār-i rā'ij conān-ce candān hazār dinār bashad be-naqd-e bait al māl va vazn-e ān) (T. Q., p. 157, ll. 14-15)

と。これは制式「ディルハム銀貨」により表示された税額が、1 dinār=17 dirham という換算率によって、「純金ディーナル」に換算され、次にこの「純金ディーナル」による価額が、試金・計量された「ディーナル金貨」に再度換算されて、最終的な税額が表示されることを言ったものである。

純金 (fila-y-e khalis: zar-e fila) の金位を「十成」(100%)と表示するとき、良質金貨の金位は「八・五成」(85%)を以て最高と見做すべきである。そこで、良質のディーナル金貨の金位を「八・五成」と仮定し、ディルハム銀貨との交換比率を 1 dinār=15 dirham とすると、「十成」の純金ディーナルとディルハム銀貨との交換比率は、1 dinār=17 dirham 強となり、『ユム年代記』の右の記載とほぼ正確に符合する。

然るときは、この場合におけるディルハム銀貨の金位はどのようなものであるか。筆者の狭い知見にあっては、これを明示する当時の史料をいまだ見出してはいない。「ノクラ銀貨」(noqrah) という語は、その語源をアラビア語にもとめることが困難なようである。アラビア語の動詞 naqara は「指先ではじく」(to flip) という意味内容をもち、当面する noqrah の用例である「铸込銀地金」(moken silver ingot) に適合する意味内容を導き出すことは困難だからである。ヘルシア語にあっては、貨幣の地金にする「白く」(sefidarang)・「打ち延し得る」(cakish-khū) 銀地金、を表わしている。^④ おそらく、サーサーン朝時代に政府の公文書を扱ったアラム人の用語に溯られるものであろう。^⑤ 銀について言う場合には、低品位の卑金属が夾雑していない、白い外観をもった純粋な銀地金、というのが、noqrah の原義である。従って、「ノクラ銀貨」は、純銀に近い高品位の銀貨であることを原義として含んでいる。

ヘブライ大学のゴイティン教授が紹介された十一世紀のカイロゲニザ文書 (the Cairo Geniza) によると、一〇五三年ころ、フスタート Fustat (旧カイロ) において、「金〔に変成し得る〕の銀」(ḥddat dhahab¹⁷⁾) とする名称で知られる「ヌクラ銀貨」(al-darāhim al-nuqrāṭ) と「純金一ディーナール」との比価は、1 : 17 ~ 17 $\frac{1}{2}$ であったことが知られている。^⑧

また、十二世紀後半より十三世紀前半にエジプトを支配したアイユーブ朝 Ayyubids (569-648 H./1174-1250 A. D.) 治下において、十成 (100%) の金位をもち純銀 (pure silver) に打刻された「ヌクラ銀貨」と「純金一ディーナール」との比価は、1 : 13 $\frac{1}{2}$ であったことが知られている。^⑨

前者によれば、純金 1 dinar = ヌクラ銀貨 17 ~ 17 $\frac{1}{2}$ dirham であり、後者によれば、純金 1 dinar = 純銀 13 $\frac{1}{2}$ dirham となる。ここにみえる二種の金銀比価は、『コム年代記』にみえる十世紀後半におけるそれを推定するための貴重な鍵となる。

『コム年代記』には、回暦二八七年 (900) におけるコム県の地租について、銀に算定された詳細な額数が列記されている。管轄下にある二十一の郡 (rustaq) ごとにその下において、約九百の村 (dih) を含む徵稅区 (casū) からの税銀を集計したものがみえる。地租地・私領地・その他から徵收される基本税 (as)、附加税 (edāteh) の額を挙げて、集計額 (jomleh) を記している。そして、その結論に当る部分に次のように記載されている。

コム の「徵稅の」慣例が、それに依拠して行われている二種の「金銀」換算は、ともに純金を「価値」基準とするが、その純金に基くべきその価値は、これよりち斯く斯へたなる。(qimat-e ān az zar-e sorikh tela be har dō moḡaratēh ke rasm-e Qommi bed-ān jāri būdeh ast conān-ce ba'd az in mi-āyad) (T. Q., p. 124, ff. 1-2.)

と。「ヌクラ銀貨」によって表示されている税額が、「純金」(zar-e sorikh tela) に換算されているのである。

zar-e sorikh (赤い金) は、ペルシヤ語で「純金」を意味する語である。これと同格に置かれている tela (金) は、ペルシヤ語史料にあつて、noqrāh (銀) と対句のように使用されている。またかま、アラビア語における dhahab (金) と ḥddat

(銀)の關係に符合する。この用例にあつては、*tela-y-e khalis* (純金)の略記であることは、以下の原文に徴して明かである。

それでは、当時のコム地方において、純金を価値基準として行われていた二種類の金銀換算基準(上述)とは何か。回曆二八七年(900)における銀に算定されたコム県の地租について列記した『コム年代記』の記載(上述)には、この金銀換算比率について次のように見える。

その一つは、純金 1 *dinar* = ノトラ銀貨 17 *dirhams* とするものであつて、^⑧原文では次の如くである。

「17 *derham* じつち 1 *dinar* とする換算」(*mosārafah-y-e har hafdah derham be dinār-i*)(T. Q., p. 124, ll. 7-8.)

じつち じつち 純金 (*tela-y-e khalis*) 1 *mithqāl* = 純銀 (*nograh*) 13 $\frac{2}{3}$ *dirham* とするものであつて、原文では次の如くである。

「13 *derham* 4 *dāng-e derhami* (13 $\frac{4}{6}$ *derham*) じつち [純]金 1 *mithqāl* とする換算」(*mosārafah-y-e har sézdah derham va cahar dāng-e derhami be-yak mithqāl-e tela*)(T. Q., p. 124, ll. 8-9.)

じつち。金は *mithqāl*、銀は *derham* ($\frac{7}{10}$ *mithqāl*)、*dāng* ($\frac{1}{6}$ *derham*) が、算定のための基準単位となつてゐる。*dāng* は中世ペルシア語の *dānk* に溯される。^⑨叙上の二種の金銀換算率は、相補つて併存すべきものである。

この『コム年代記』の記載によつて、十世紀後半の東カリフ帝国(少くとも東部地域)において、純金と銀貨の交換比率である 1 *dinar* = 17 *dirham*、金銀地金交換比率である 1 *mithqāl* = 13 $\frac{2}{3}$ *dirham* とする、二種の金銀比価が存在したことを確認できたので、次にこれを基盤として、シスカワイフの書を始めとする諸史料に散見するマッバース朝中期における金銀比価を再吟味すると、次の結論が得られる。

先づ第一に、金銀の地金比価は、純金 1 *mithqāl* = 純銀 13 $\frac{2}{3}$ *dirham* とある。

次に第二に、標準重量・金位を具備した金銀貨幣、即ち、1 mithqal の標準重量と大約八・五成 (85%) の標準金位をもつ「ディーナール金貨」と、 $13\frac{1}{2}$ dirhams の標準重量と大約七成 (70%) の標準金位をもつ「ディルハム銀貨」の交換比率は、1 dinar = 15 dirhams である。

そして最後に、1 mithqal の標準重量と十成 (100%) の標準金位をもつ純金の「ディーナール金地金」と、標準重量・金位を具備した「ディルハム銀貨」との比価は、1 dinar = 17 dirhams である。

大要以上のような結論を、史料価値の高い同時代史料に準ずる論拠によって確認し得られたものと私考する。

然るに、この論証の結論と一部抵触するやにみえる二史料が存する。それは 1 dinar = 20 dirham という金銀貨幣交換比率が存したことを提起する史料である。

その一つは、故クレーマー教授が回暦三〇六年 (918/9) のアッバース朝収入予算案について論述された有名な論文^①において引用されている Codex Gothanus の二二四葉裏にみえる事例である。それは、フリー・イブン・イーサが第三回目の執政職に就任し、赤字財政の再建を意図した緊縮政策の一環として、官吏の俸給を半分に切下げたため、月俸 500 dirham であった高官カルワザーニー Kalwadhani は、月俸 5000 dirham に減俸された、とみえるものである。

クレーマー教授は、1 dinar = 20 dirhams と、この換算率によって計算すると、削減以前の月俸 500 dinar は 10000 dirham となり、正しくその半分である 5000 dirham に切下げられたことになると論じ、この換算率の存在を推定されたのである。

この推定は論理的には正しいと認められる。但し、現実の支払いに関して若干の疑念が存在する。官吏の俸給はディナール金貨を標準価値として表示されている。しかし実際に受領するものは、一定の金銀貨幣交換比率によって換算されたディルハム銀貨である。当該の事例は平常の金銀貨幣換算に関するものではなく、月俸削減における換算例である。従って、高官に有利となる如く換算率に操作を加える可能性が介在し得る。仮りに、通例の金銀貨幣換算率、1 dinar = 15

dirham に準拠すれば、削減前の支給額 500 dinar は 7500 dirham となり、それが削減されて 5000 dirham となったのであるから、実質削減率は三割強である。従って、クレーマー教授が五割削減という原則を字句通り適用されて、削減以前における実質受領額を 10000 dirham と算定し、500 dinar との換算比率 20:1 を以て、回曆三〇六年 (918/9) 当時の中央政府における公定金銀貨幣交換比率とされた所説には、若干の留保条件を附するを至当とする。

次に、1 dinar = 20 dirham なる金銀貨幣比価の存在を提示する。いま一つの事例は、故フレイターク教授の論文「モスール及びアレppoにおけるハムダーン朝の歴史」^② に所引のヌワイリー Nuwairi の著作にみえる次の事例である。

アレppoの領主サアド・ウツダウラ Sa'd al-Daulah は、新たにモスールの君主アッド・ウツダウラ 'Adad al-Daulah の庇護下に入ったため、ビザンツ帝国との和平条件によって従来彼の国へ義務づけられてきた毎年の貢納が杜絶した。そこで、ビザンツの將軍バルダス・フォーカス Bardas Phocas が違約を責めてアレppoを攻囲した。その結果、両者が折衝し、1 dinar = 20 dirham とする換算による「標準重量をもつディルハム銀貨四十万」(400,000 vollwichtige Drachmen) を毎年ビザンツ帝国に支払うという条件にて和約が成立した、という記載である。回曆三七一一年 (931) の事例である。

当時における金銀換算基準によれば、1 mithqal (dinar) の標準重量をもつ純金ディーナル地金と、 $13\frac{1}{2}$ dirham の標準重量と標準金位(約70%)をもつディルハム銀貨との比価は、1 dinar = 17 dirham である(前出)。異った標準重量・金位の金銀通貨を夫々にもつイスラーム、ビザンツ両帝国が、講和条件たる貢納金の価額を議するとき、算定基準が標準重量・金位をもつ「純金」に置かるべきは言うを俟たない。そして純金の価額をもって表示された額数を、公定比価 1 dinar = 17 dirham によつて、支払者側(イスラーム)の通貨、即ち制式の「ディルハム銀貨」の価額に換算されたものと解すべきである。その際、1 dinar = 20 dirham とする比価によつて換算するときは、受領者側(ビザンツ)にとつて著しく有利である。和平交渉において、勝利者側(ビザンツ)に有利となるごとく換算率を操作したと解すべき充分なる可能性が存する。

要之、1 dinār = 20 dirham という金銀貨幣換算率の存在を提唱する典拠として、西欧イスラーム史家が挙げる右の二事例は、いづれも不確定要素を含んだ特殊な用例であって、これをもって当時における普遍的な事例と見做すことには、尚お若干の疑念が存する。

- ① Ann K. S. Lambton, *Landlord and Peasant in Persia*, Oxford, 1953, pp. 42-46. (國幣正統訳『イランの地主と農民』岩波書店昭和五十一年、四一—四五頁) 參照。
- ② *ibid.*, pp. 40-41. (國幣訳、四〇—四二頁) 參照。
- ③ 「イラン(イラク)の流通の古金「ハン」(tala-ye kohnah "han") の品位は十〔成〕と計算された。そして、世界の主(イラン大帝)は、試金の知識によつて、八・五〔成〕を固定した。」(va 'iyar-e ān-rā dah [dāni] bar-shomordi va be-mehakī-shenāsi-ye gētā khodāvand hasht va nim qarār gereft) (Abul Fazl, *Āin-e Akbari*, ed. H. Brochmann, Bibliotheca Indica, New Series, Calcutta, 1867, p. 14, l. 6.)
- イラン大帝のとき、ヘルシブのそれを超えた最高純度の金銀品位に達し、その純金を基準とする最優良金貨を八・五成と規定したのによつて (ibid., p. 14, ll. 1-6.) 『イラン金貨史』(Āin-e Akbari) は、イサーール朝イラン大帝の治世に於けるイラン・イスマーン (1551-1602) の著作。編述年代は降参『造幣局の制度』に始まる諸章が、イスマーン金属工学(精鍊・鑄造・冶金)に關する知識の集大成。東部イスラーム圏全般に亘る歴史の考察を含む。
- ④ Foréidoor Kar, *Farhang-e Diādid Fārsi-Fārsi*, Tehran, 1966, p. 1431.
- ⑤ "nāqer" (to be clean) (Marcus Jastrow, *A Dictionary of the Targumim, the Talmud Babil and Yerushalmi, and the Midra-*
- shic Literature, New York, 1903, Vol. II, p. 935. 參照。
- ⑥ S. D. Goitein, "Bankers Accounts from the Eleventh Century A. D.", *J. E. S. H. O.*, Vol. IX, Part I-II, Nov. 1966, Leiden, pp. 58-59.
- ⑦ A. S. Ehrenkrentz, "Contributions to the Knowledge of the Fiscal Administration of Egypt in the Middle Ages", *B. S. O.*, A. S., Vol. XVI, Parts 3, London, 1954, p. 503.
- ⑧ 今イラク特殊附加税 2,935,877 derham $\frac{1}{2}$ dāng-e derhami 及び總管 (zar-e sorkh, tala [-ye khālis]) 172,698 dinār 4 dāng-e dinār $\frac{1}{2}$ dāng-e sorkh, tala [-ye khālis]) 172,698 dinār 4 dāng-e derhami 及び換算率 (T. Q., p. 124, ll. 5-8)。
- ⑨ イスマーンイラクイランの引渡分 (純銀) 50,823 derham 4 dāng-e derhami 及び (純金) 3,718 dinār $\frac{1}{2}$ dāng-e dinār $\frac{1}{2}$ dāng-e sorkh, tala [-ye khālis]) 172,698 dinār 4 dāng-e derhami 及び換算率 (T. Q., p. 124, ll. 8-10)。
- ⑩ N. P. dāng < M. P. dāng (Farhang-i Pahlavik, ed. H. F. J. Junker, Heidelberg, 1912, S. 16, Z. 2; S. 30, Z. 1.)
- ⑪ 註①所出の A. von Kremer 論文 S. 288 參看。
- ⑫ G. W. Freytag, "Geschichte der Dynastien der Hamdaniden in Mosul und Aleppo", *Z. D. M. G.*, Bd. XI, Leipzig, 1857, S. 239.

最後に、この当時の民間における取引決済において広汎に使用されていた「粒銀」などの細粒銀地金に関して、若干の知見を附記しておく。

十世紀後半の著作であるイブン・ハウカルの地理書^①のフジスターン Khuzistan の条に、著名な商業都市アスカラム クラム Askaramukram について述べた次の一節がある。この町にあっては、商取引の決済のとき、銀の標準衡量である habba の $\frac{1}{2}$ まで秤にかけて正確に量るほど厳密である」と。

地球上のすべての重量において、アスカラム [ムクラム] 以外には、¹ habba が $\frac{1}{2}$ に細分されることは存しない。その $\frac{1}{2}$ habba の] 重量単位は tumarah と呼ばれる。(Haug, II-2, p. 254, l. 23—p. 255, l. 2.)

と。habba は「穀粒」、特に、麦類の穀粒、を表わす語であるが、同時に「穀粒の重量」をも表わし、金銀など貴金属の細粒、即ち、粒金・粒銀の標準衡量単位として、当時一般に使用されたものである。tumarah という語は、サーサーン朝ペルシア時代に諸官庁の書記として重要な役割を果たしたアラム人の用語である西北セム語系に属するアラム語 (Aramäisch) において $\frac{1}{2}$ を意味する toman の女性形 toman-ah をアラビア語に音写したものとするシェヴァルト博士の所説は^②、おそらく肯綮を射ているであろう。アラビア語(南方セム語系)における thamin ($\frac{1}{2}$) の女性形 thaminah に対応するものである。即ち、habba の二倍であるペルシア語の tasu (Arab. tassu) の $\frac{1}{2}$ と $\frac{1}{2}$ と $\frac{1}{2}$ こととなる。

粒銀の最小衡量は、habba の $\frac{1}{2}$ 、即ち「大麦一粒の重量」である中世ペルシア語の yav (N. P. jav) アラム語の sho'ōra (Arab. sha'irah) の $\frac{1}{2}$ 、即ち「大麦一粒の重量」としては、アラビア語史料に daniq とみえるものである。

アスカラムクラムにおける取引決済のとき、端数の計算に当って、この銀の最小衡量である daniq の $\frac{1}{2}$ まで計算し、秤量する、とみえることは、この地方における商業利潤の追求が熾烈であったこと、取引決済に細粒銀地金が多く使用さ

れていたこと^③を示すものである。

これは「粒銀」に於いての事例であるが、この外に「碎銀」(ḥddat mukassarāt)・「鑄込地金」(masūgh, ḥddat muṣā-ghat)などの銀地金が多く使用されている。

斯くのごとく、決済のとき秤量貨幣が多く使用されている要因は、標準金位・重量を具備した制式金銀貨幣の絶対量が民間需要を充足させなかつたため、良質貨幣は、巨額の前期的資本を具備した金融業者その他の手中に集積され、賤質貨幣が民間市場に横溢したことに帰せられる。ここにおいて、金銀地金を背景とした信用取引手段である各種手形による決済が^④比重を占めるに至るのである。

① Abū al-Qāsim Muhammad Ibn Ḥanqal, Kitāb Sūrat al-Ard, B. G. A., II-2, ed. J. H. Kramers, Lugd., 1939.

② P. Schwarz, Iran im Mittelalter nach den Arabischen Geographen, Leipzig, 1912, Bd. III, S. 379, Ann.

③ ハンナマン教授前掲論文所引のカーロニキ文書に記されているタマヤ人両替商出納文書を参照 (Soltein, op. cit., p. 41)。雑多な金銀通貨は、すべて試金・計量し、純金の地金価値に換算されている。金位三成 (30%) のワラック銀貨と、金位十成の純金ディーナールとの比値は、36 waraq dirhams = 1 dinar である。従って、5 waraq dirhams = $\frac{1}{6}$ dinar 1 habba と換算できるのである。蓋し、1 dinar = 24 qirat = 72 habba ならぬ、後者 $\frac{1}{6}$ dinar 1 habba は純金 $\frac{10}{72}$

dinar = $\frac{5}{36}$ dinar となり、これが前者 5 waraq dirhams に相当するため、純金ディーナールは正しくワラック銀貨三十六個に相当するものが立証されるからである。

④ A. Mez, Die Renaissance des Islams, Heidelberg, 1922, S. 447; W. Fischel, Jews in the Economic and Political Life of Mediaeval Islam, London, 1937, pp. 17-20; 岡崎正幸「イスラーム帝国における手形・小切手について」、『西南アジア研究』六号。同「イスラーム帝国における前期的資本家の一側面」とくにジャフニスについて」、『東洋史研究』二〇(一)。森本公誠「アップース朝の國家財政」、『初期イスラーム時代エジプト税制史の研究』所収。参照。

六

西洋古銭学者の研究によると、八世紀後半より九世紀前半にいたるカロリング朝のドゥニエ Denier 銀貨の型式にはイスラーム貨幣(ディルハム dirham 銀貨)の影響が認められること、八世紀後半より十世紀前半にいたる時期において東カ

リフ帝国治下の西アジアとフランク帝国治下の西欧に共通する銀の価値変動があり、両者の間に緊密な関連が認められること、それはイスラーム圏における金銀絶対量の増減に起因する金銀比価の変動に対応するものであったこと、叙上の諸点が指摘されている。^①

他方、タバリーの『使徒たち・諸王たちの年代記』^②によると、八世紀前半より中葉にかけて（唐玄宗の開元・天宝）、また、中国史料によると、八世紀後半（徳宗の建中）に、寧都（ソグド）商人を介し、東西トルキスタンを経由する中国と西アジアとの交渉が確認され、高利貸付その他によって収奪された金が、中国から流出していたことが推定される。^③また、八世紀後半に始まり十二世紀前半（北宋徽宗の宣和）に及ぶまで、東トルキスタンの回紇（ウイグル）商人を介し、間接に中国とイスラーム圏との交流が行われ、北宋前期の中国における金銀比価は、当時の西アジアにおけるそれに比して、やや金安であったこと、回紇商人によって大量に買占められた金銀が西域方面に流出したことが確認される。^④斯くの如く、金銀復本位制において動かし難い先進性をもつ西アジア世界との交渉を通じて、中国より貴金属地金の流出が認められるが、それは東カリフ帝国における金銀比価の変動と或る関連をもつものと想定される。

巨視的視野に立って十世紀を中心とする世界史像を追求するとき、その中間に介在し、東西両世界のいづれに対しても少なからぬ影響力をもったイスラーム圏における金銀絶対量の増減と金銀比価の変動がもつ歴史的意義を過小評価し得ぬ所以である。

① Sture Bojin, "Mohammed, Charlemagne and Ruric", The Scandinavian Economic History Review, Vol. I, Nr. 1, 1953, pp. 12-23.

② Abū Ja'far Muhammad ibn Jarir al-Tabari, Tarīkh al-Rusul wa al-Mulūk, ed. M. J. de Goeje, Leiden, 1964, Vol. II-3, pp. 1277-79; pp. 1445-46.

③ 拙稿「唐代商業の一考察—高利貸付について—」（『加賀博士退官記

念中国文史哲学論集』所収）（未刊）。

④ 日野開三郎「唐代の回紇銭」（『東方学』第三十輯、昭和四十年）参照。

⑤ 拙稿「北宋時代における回紇商人の東漸」（『星博士退官記念中国史論集』昭和五十三年）九六—九七頁。

⑥ 宮崎市定『五代宋初の通貨問題』、星野書店、昭和十八年。二三五—三三七頁。

（東北大学文学部教授

The Relative Values between Gold and Silver under
the Later Abbasid Caliphate, 907–980 A. D.

by

Keishiro Sato

We may conclude from several statements of “Kitāb Ta’rikh-e Qomm”, Miskawayh’s “Kitāb Tajārib al-Umam” and other islamic sources about the relative values of gold and silver under the Caliph al-Muqtadīr (907-932) in the tenth century as follows :

- 1) the dinar was reckoned as 15 dirhams.
- 2) the gold-silver ratio was $13\frac{2}{3} : 1$.
- 3) the dinar of pure gold bullion having the standard weight (one mithqāl) was equivalent to 17 dirhams.

It was caused by scanty supply of legal coins by the government and hoard of standard coins by powerful people that the civil demand for necessary amounts of coins was not filled and a great quantity of de-based coins was thus prevailing, so that it was inevitable to weigh and assay broken coins, grains and ingots of precious metal and to calculate in terms of pure gold dinar both in public and private accounts.

The Antique Maps of the Castle Town *Kanazawa* 金沢

by

Kazuhiko Yamori

In the fields of antique maps of the Edo era, studies on the manuscript maps of the castle towns have been rather neglected, compared with those of the printed maps. There may be two ways to treat the antique maps of the castle towns. One is to classify them by comparison, and the other is to inquire various maps of an individual town historically, the way the author adopts in this article. He takes *Kanazawa*, the castle town of the largest *han* 藩. Among many antique maps of that town, the splendid map presented to the *bakufu* 幕府 in